

国民年金保険料を 納めることが困難なとき

自営業、無職などのかたは 「保険料免除制度」の手続きを

保険料免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の半額を納める「半額免除」があります。

自営業などの第1号被保険者で、収入が少なく保険料を納めるのが困難なかたは、役場住民課保険年金係窓口に申請し、社会保険事務所が承認すると、申請した前月分から翌年6月分まで保険料が免除されます。

免除申請(全額・半額)ができるかた

●前年所得(収入)が少ないかた 免除申請者本人と免除申請者の配偶者と世帯主のい ずれもが前年所得などの定められた基準に該当する ことが要件となります。

世帯類型別の判定ラインの目安 免除対象となる世帯主の所得(収入)の概算

世帯類型	全額免除	半額免除	
標準4人世帯 (夫婦・子2人/子の1人は 16歳以上23歳未満)	164万円程度 (258万円程度)	285万円程度 (424万円程度)	
2人世帯 (夫婦のみ)	94万円程度 (159万円程度)	172万円程度 (271万円程度)	
単身世帯	35万円程度 (100万円程度)	85万円程度 (150万円程度)	

②失業、倒産、事業の廃止、天災などで保険料を納めることが困難であるかた。

この場合、所得基準はありません。

- **③ 障害者または寡婦であって、前年の所得が**125万円 以下のかた。
- ◆生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているかた。

学生のかたは「学生納付特例制度」の手続きを

学生で収入がなく保険料が納められないかたは、役場住民課保険年金係窓口に申請し、社会保険事務所が承認すると、申請した前月分から年度末(翌年3月)まで保険料が猶予されます。

申請できるかた

20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が一定基 準以下(前年所得で68万円以下、収入で133万円以下) のかた。

手続きは



「保険料免除」と「学生納付特例」申請の手続きに必要なもの

保险拟色除

体	土約竹丁	נילו עד		
年金手帳				
印かん(本人が署名する場合は不要)				
失業等を理由とするときは下記のいずれか				
・雇用保険受給資格者証の写し				
・雇用保険被保険者離職票の写し				
・離職者支援資金の貸付を受けた場合 は、「貸付決定通知書」の写し				
・上記に準ずる公的機関の証明の写し				
学生証または在学証明書の写し				
今年、他の市区町村から転入された 人は、前年の所得状況 [各種控除内容 (社会保険料控除、医療費控除等) た記 載されている] を証明するもの				



います。「総合治水対策を行って「総合治水対策特定河川事業」「総合治水対策特定河川事業」

(水)までは総合治水週間です。 (水)までは総合治水」とは、都市化の著しい地域や市街化された地域を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時の河川への流を確保し、降雨時のでは、都市化の

総合治水推進週間

学生幼付特例